

寄附金の税制優遇措置について

公益財団法人京都古文化保存協会への寄附金については優遇措置の対象となっております。令和8年1月5日からは、個人のご寄附についてはこれまでの所得控除に加えて、税額控除を選択することが可能になりました。今後ともご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

<法人の場合> *法人の場合は従来と変更はありません。

一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、「特別損金算入限度額」の範囲内で損金に算入できます。詳しくは所轄の税務署にお問い合わせください。

<個人の場合>

寄附金控除（所得控除）の対象になります。また、令和8年1月5日以降に頂いたご寄附については公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）の対象になります。所得控除と税額控除のどちらかを選んで申告ができます。

○ 所得控除 *従来と変更はありません。

寄付金のうち2,000円を超える額が「所得」から控除されます。

*ただし、所得金額の40%相当額が限度額となります。

○ 税額控除 *新たに選択可能になりました。

寄付金のうち2,000円を超える額の40%が「所得税」から控除されます。

*ただし、所得税の額の25%相当額が限度額となります。

○ 寄附金控除を受けるための手続き

所得控除を受けるためには、所得税の確定申告書を作成し、協会が発行した「寄附金受領書」を添付して、所轄税務署に提出して下さい。

税額控除を受けるためには、上記の書類に加えて協会から送付した「税額控除に係る証明書」を添付して、所轄税務署に提出して下さい。